

大学における留学生の受入れ及び在籍管理に関する考察2

— 留学生の在留期間更新手続についての検討 —

*A Survey on Acceptance and Enroll Management of International Students
at a University 2*

— Examining Procedures for Extension of Period of Stay for International Students —

杉江 斉 *SUGIE Hitoshi*

(音楽領域)

はじめに

2022年度名古屋芸術大学研究紀要第44巻に投稿した拙稿「大学における留学生の受入れ及び在籍管理に関する考察—国籍、在留資格等の確認による留学生の特定の必要性及びその方法についての検討—」(以下「前稿」という。)では、令和4年4月6日付け文部科学省高等教育局学生・留学生課長通知(4高学留第1号)「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について(通知)」[文部科学省高等教育局学生・留学生課2022]の趣旨を踏まえ、「外国人留学生」の定義及び外国人の入国・在留管理制度の概要等について検討するとともに、日本人学生を含む全ての学生のうち、「留学生」に該当する者の特定の必要性、その方法等について検討した。

文部科学省は、令和5年度においても令和5年4月4日付け文部科学省高等教育局参事官(国際担当)通知(5高参国第6号)「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について(通知)」(以下「在籍管理通知」という。)を発出し、引き続き、各国公私立大学及び各国公私立高等専門学校に対し、外国人留学生の受入れ及び在籍管理の徹底を適切に行うよう求めている[文部科学省高等教育局参事官(国際担当)2023]。

留学生の在留期間更新に関する事項は、在籍管理通知において明示的に求められているものではないが、留学生の在留資格に関する情報を把握し、在留期間の更新その他の在留審査手続及び留学生が履行すべき中長期在留者の在留手続等の法令上必要な手続を適時適切に履行するよう指導することも、留学生を受け入れる教育機関の責務であると考えられる。

そこで、本稿では、留学生を受け入れている大学における留学生の在留管理事務に関する事項のうち、在留期間更新の手続に関する事項について、検討する。

なお、本稿は、大学(学部、大学の専攻科及び別科、短期大学、大学院並びに大学附属の研究施設を含む。以下同じ。)に在籍する留学生の在留期間更新手続について検討するものであることから、大学以外の教育機関に在籍する留学生については、本稿における検討内容とは必ずしも一致しない制度、取扱い等がある場合があることに、留意されたい。

第1 前提

1 用語の定義

前稿では、「外国人」について「日本の国籍を有しない者をいう。」と、「学生」について「大学院生及び学部生、専攻科及び別科の学生並びに科目等履修生、聴講生及び研究生をいう。」とそれぞれ定義し、「外国人学生」について「外国人である学生をいう。」と定義した上で、「留学生」について「[留学]の在留資格を有する外国人学生をいう。」と定義した〔杉江斉 2022〕。本稿においても、これらの用語の定義は、前稿におけるものと同様とする。

また、本稿において、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）は「入管法」と、出入国管理及び難民認定法施行令（平成10年政令第178号）は「入管法施行令」と、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）は「入管法施行規則」と、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）は「基準省令」とそれぞれ略記する。

2 在留資格制度及び「留学」の在留資格の概要

(1) 在留資格制度の概要

前稿でも検討したとおり、入管法の規定により、日本に在留する外国人は、入管法その他の法律に特別の規定がある場合を除き、上陸許可、在留資格変更許可又は在留資格取得許可に伴い決定される在留資格をもって在留することとされており（入管法2条の2第1項）、これらの外国人が日本に在留することのできる期間（以下「在留期間」という。）は、各在留資格について、法務省令で定めることとされている（同条2項）。

(2) 「留学」の在留資格の概要

入管法別表2は、「留学」の在留資格をもって在留する外国人が日本において行うことができる活動について、「本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動」と規定している（同法別表1の3の表の「留学」の項下欄）。

また、入管法施行規則別表2は、「留学」の在留資格にかかる在留期間について、「四年三月を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間」と規定している（入管法施行規則別表2の「留学」の項下欄）。

3 「留学」の在留資格に係る在留期間

大学に入学して教育を受ける留学生（専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。）など、基準省令の「法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動」の項の下欄1号イ該当者の在留期間は、次のとおり決定されることとされている。

(1) 在留資格の決定時

在留資格の決定時における在留期間は、原則として、国費留学生、政府派遣留学生及び博士課程（後期）入学予定者（以下「国費留学生等」という。）については6月から4年3月までの範囲内で、国費留学生等以外の留学生で①入学先の教育機関が「適正校」の選定を受けていること、②当該外国人本人が入管法上の届出義務を履行していること、③その他在留中の活動状況等を確認する特段の事情がないことなどの一定の要件を全て満たす留学生については6月から2年3月までの範囲内で、また、国費留学生等以外の留学生でこれらの一定の要件のいずれかを満たさない者については6月から1年3月までの範囲内で、その在籍予定期間に応じ、それぞれ決定されることとされている〔出入国在留管理庁 日付不明〕。

(2) 在留期間の更新時

在留期間更新時における許可後の在留期間は、原則として、①留学生が在籍する教育機関が「適正校」の選定を受けていること、②留学生本人が入管法上の届出義務を履行していること、③在学状況が良好であること、④その他在留中の活動状況等を確認する特段の事情がないことなどの一定の要件を全て満たす留学生については2年3月を上限として、これらの一定の要件を全て満たし、かつ、在学状況が極めて良好である留学生については4年3月を上限として、これらの一定の要件のいずれかを満たさない留学生については1年3月を上限として、それぞれ許可後の在留期間満了日が在籍予定期間の終了日の翌月の末日を含む最短の在留期間となるよう月単位で決定されることとされている〔出入国在留管理庁 日付不明〕。

4 在留期間の更新

大学に入学後、卒業又は修了までの間に在留期間満了日が到来する留学生が、引き続き日本に在留し、在留資格「留学」に該当する活動を行おうとするときは、在留期間の更新を受ける必要がある。

(1) 在留期間更新許可申請

日本に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けることができ（入管法21条1項）、在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留期間更新許可申請をしなければならない（同条2項）。また、在留期間更新許可申請があった場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限

り、在留期間の更新を許可することができることとされている（同条3項）。

(2) 入学から卒業又は修了までの間における在留期間更新許可申請の必要性

したがって、大学の学部の標準的な修業年限は4年であることを踏まえれば、国費留学生等を除き、新たに「留学」の在留資格の決定を受けて学部に入學（3年次編入學を除く。）する全ての留学生は、必然的に、入学から卒業までの間に少なくとも1回、在留期間更新許可申請を行って在留期間の更新を受ける必要がある。一定の要件を満たしていないことその他の事由により、その修業年限よりも短い在留期間の決定を受けた修士課程の大学院生、3年次編入の学部生、研究生、別科生等についても同様である。

また、大学入学前に既に「留学」の在留資格をもって日本に在留し、日本国内の日本語教育機関、専修学校等の教育機関において教育を受ける活動を行っていた留学生が進学により大学に入學した場合にも、特段の例外的な事情がない限り、大学入学後一定期間内に少なくとも1回、在留期間更新許可申請を行って在留期間の更新を受ける必要がある。

加えて、入学後、既に在留期間の更新を受けたことのある留学生であっても、在学状況が十分に良好でないことその他の事由により修業年限に満たない在留期間の決定を受けた場合には、在学中に複数回、在留期間更新許可申請を行って在留期間の更新を受ける必要となる。

第2 本論

上記第1の検討内容を前提として、ここからは、「留学」の在留資格に係る在留期間更新許可申請手続の概要、留学生の本人申請による在留期間更新許可申請及びその利点と欠点並びに受入れ機関である大学の職員による留学生の在留期間更新許可申請の申請取次及びその利点と欠点について検討していく。

1 在留期間更新許可申請手続の概要

(1) 書面による本人申請

在留期間更新許可申請をしようとする留学生は、原則として、在留期間満了日までに、入管法施行規則別記第30号の2様式による申請書1通とともに、写真1葉並びに現に教育を受けている教育機関からの在学証明書及び成績証明書、在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書（当該外国人以外の者が経費を支弁する場合には、その者の支弁能力を証する文書）その他参考となるべき資料各1通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、当該省略しても支障がないと認められた資料の提出を省略することができる（入管法施行規則21条1項、2項、別表3の6「留学」の項下欄）。

本稿執筆時点における在留期間更新許可申請に係る具体的な必要提出資料については、在留期間更新許可申請の申請時期及び申請人である留学生が在籍している機関が「適正

校」の選定を受けている機関であるかどうか、また、令和5年12月末日までに申請を行うか令和5年1月1日以降に申請を行うかによって異なるが、仮に、「適正校」の選定を受けている大学に在籍する留学生が、令和5年12月末日までに在留期間更新許可申請を行う場合、原則として、次の資料を提出する必要がある [出入国在留管理庁 日付不明]。

【参考】 在留期間更新許可申請の必要提出資料

【共通して提出が必要な資料】

- 在留期間更新許可申請書（申請人等作成用1～3並びに所属機関等作成用1及び2）
- 顔写真
- 大学が発行した次の資料
 - ・ 出席証明書（大学において発行可能な場合。）
 - ・ 成績証明書（入学後間もない場合など証明できる成績がない場合は不要。）
 - ・ 在学証明書（入学前に申請する場合は入学許可書。）

【申請人である留学生が現在の在留期間中に日本国内の他の教育機関に在籍していたことがある場合に提出が必要な資料】

- 直近の在留申請時以降に在籍した全ての教育機関が発行した次の資料
 - ・ 出席証明書（発行可能な場合。ただし、申請人である留学生が大学又は高等専門学校以外の教育機関に在籍していた場合は必要。）
 - ・ 成績証明書
 - ・ 卒業（若しくは修了又は退学・在学期間）証明書

【その他一定の条件に該当する場合に提出が必要な資料】

- 提出書類一覧表（本人申請の場合に必要。所属機関が申請を提出する場合は任意提出。）
- 研究内容を証する文書（専ら聴講によらない研究生として受け入れられる場合に提出が必要。）
- 履修届の写し又は聴講科目及び聴講時間を証する文書（聴講生、科目等履修生、専ら聴講による研究生として受け入れられる場合で、申請時に決定している場合に提出が必要。）
- 大学の管理体制を説明した文書（夜間において授業を行う大学院の研究科において、専ら夜間通学して教育を受ける場合に提出が必要。）
- 滞在費支弁に関する申告書（直近の在留期間更新許可申請時において、資格外活動許可に係る指導を受けている場合に提出が必要。）

【滞在費を本人支弁とする場合で一定の条件に該当する場合に提出が必要な資料】

- 直近の住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書等（アルバイトを1年以上行っている場合で、直近の在留期間更新許可申請時において、資格外活動許可に係る指導を受けている場合であり、かつ、日本での資格外活動許可により得た収入や報酬を滞在費支弁に充てている場合に提出が必要。）
- 給与明細書の写し等（アルバイトを行ったのが1年未満である場合で、直近の在留期間更新許可申請時において、資格外活動許可に係る指導を受けている場合であり、かつ、日本での資格外活動許可により得た収入や報酬を滞在費支弁に充てている場合に提出が必要。）
- 本国での収入又は資産の額を証明する資料（直近の在留期間更新許可申請時において、資格外活動許可に係る指導を受けている場合に提出が必要。）

【滞在費を他人支弁とする場合で一定の条件に該当する場合に提出が必要な資料】

- 送金証明書（直近の在留期間更新許可申請時において、資格外活動許可に係る指導を受けている場合に提出が必要。）

- 携行者の身分を証する資料（直近の在留期間更新許可申請時において、資格外活動許可に係る指導を受けている場合に提出が必要。）
- 経費支弁者との関係を明らかにする資料（直近の在留諸申請時から変更が生じている場合に提出が必要。）
- 経費支弁者の収入を証明する資料（本邦に居住するものが経費支弁者となる場合で、かつ、直近の在留期間更新許可申請時において、資格外活動許可に係る指導を受けている場合に提出が必要。）
- 奨学金の給付に関する証明書（直近の在留諸申請時以降、新たに奨学金の給付を受ける場合に提出が必要。貸与型奨学金の場合は、留学生の母国語及び日本語で作成された契約書等が必要。前回の在留諸申請時から奨学金の給付を受けていた場合は、受給実績に関するものが必要。）

上記「在留期間更新許可申請の必要提出資料」のうち、在留期間更新許可申請書については、申請書の1枚目から3枚目までの「申請人等作成用1」、「申請人等作成用2」及び「申請人等作成用3」は、申請人本人が作成すべき書面であるが、4枚目及び5枚目の「所属機関等作成用1」及び「所属機関等作成用2」は、受入れ機関である大学が作成する書面である。

なお、出入国在留管理官署における審査の過程で、入国審査官が必要と認めた場合には、上記以外の資料の提出を求められる場合がある。

また、提出書類の一部省略により提出書類一覧表に記載されていない書類であっても、少なくとも次の書類については、入学者選抜時に入学希望者から提出を受けるなどして留学生を受入れ機関において確認することが求められている[出入国在留管理庁 日付不明]。

【参考】受入れ教育機関において確認が求められている資料

- 申請人である留学生の在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書（当該外国人以外の者が経費を支弁する場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書）
- 申請人である留学生が教育を受けるに足る語学能力を有することを証明する文書

(2) オンラインによる本人申請

在留期間更新許可申請は、書面による申請に加え、電子情報処理組織を使用してオンラインで行うことも可能である（入管法施行規則61条の3第1項）。

マイナンバーカードの交付を受けている留学生は、あらかじめ「在留申請オンラインシステム」と呼ばれる電子情報処理組織で利用者情報登録を受けることにより、同システムを利用して、在留期間更新許可申請をオンラインで行うことができる[出入国在留管理庁 日付不明]。

在留申請オンラインシステムを使用して在留期間更新許可申請を行おうとする留学生は、在留期間更新許可申請書等に記載すべきこととされている事項を入力して、申請を行わなければならないこととされており（同条8項）、同システム上で申請情報を入力し、顔写真データを登録するとともに、在留期間更新許可申請書のうち所属機関等作成用1及び2並びに補助用紙（別記第19号様式）その他の必要提出資料を在留申請オンラインシ

システムに添付することにより、申請を行うことができる [出入国在留管理庁 日付不明]。

(3) 書面申請の所属機関の職員による申請取次

書面による在留期間更新許可申請は、留学生本人が出入国在留管理官署に出頭して提出するのが原則であるが、留学生の受入れ機関である大学の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの（地方出入国在留管理局長から申請等取次者の承認を受けている職員）が当該留学生の依頼を受け、当該留学生本人に代わって当該留学生を申請人とする在留期間更新許可申請を出入国在留管理官署に提出する場合には、本人の出頭は免除される（入管法61条の9の3第1項、第3項、入管法施行規則59条の6第3項）。これを、申請取次という。

なお、大学の職員が申請取次者の承認を受けるためには、次の条件を全て満たす必要がある [出入国在留管理庁 日付不明]。

【参考】大学の職員が申請取次者の承認を受けるための条件

- これまでに入管法に違反する行為その他外国人の入国・在留管理上申請等の取次ぎを承認することが相当でない行為を行ったことがない等信用できる者であること。また、承認を受けようとする者が所属する機関も同様に信用できる機関であること。
- 出入国在留管理行政に関する研修会等への参加等その経歴に照らし、外国人の入国・在留手続に関する知識を有していると認められる者であること。

(4) オンライン申請の所属機関の職員による申請取次

在留期間更新許可申請の申請取次は、書面による申請取次に加え、電子情報処理組織を使用して行うことも可能である（入管法施行規則61条の3第1項）。

留学生の受入れ機関である大学の職員は、あらかじめ在留申請オンラインシステムの利用者情報登録を受けることにより、申請人である留学生本人の依頼を受けて、同システムを利用して、在留期間更新許可申請の申請取次をオンラインで行うことができる [出入国在留管理庁 日付不明]。

在留申請オンラインシステムを使用して在留期間更新許可申請の申請取次を行おうとする受入れ機関の職員は、在留期間更新許可申請書等に記載すべきこととされている事項を入力して、申請を行わなければならないこととされており（同条8項）、同システム上で申請情報を入力し、申請人の顔写真データを登録するとともに、その他の必要提出資料を在留申請オンラインシステムに添付することにより、申請取次を行うことができる。

なお、留学生の受入れ機関である大学の職員が在留申請オンラインシステムの利用者情報登録を受けるためには、申請等取次者としての承認を受けている又は、承認要件を満たしている必要がある [出入国在留管理庁 日付不明]。

(5) 特例期間

中長期在留者が在留期間満了日までに在留期間更新許可申請を行った場合、当該在留期間満了日までに当該申請に対する処分（許可又は不許可）がされないときは、当該処分が

される時又は在留期間の満了の日から2か月が経過する日が終了する時のいずれか早い時までの間は、引き続き従前の在留資格をもって我が国に在留できる（入管法21条4項、20条6項）。これを特例期間という〔出入国在留管理庁 日付不明〕。

(6) 許可に伴い新たに交付される在留カードの受領手続

中長期在留者である留学生の在留期間の更新が許可されるときは、新たな在留カードを申請人である留学生に交付する方法により、その旨が当該留学生に通知される（入管法20条4項）。また、申請人である留学生は、在留期間更新許可を受ける場合には、手数料4,000円を納付しなければならない（入管法67条、入管法施行令9条）。

なお、書面申請の場合、本人申請の場合には原則として本人が、申請取次の場合には原則として依頼を受けた申請取次者又は本人が出入国在留管理官署の窓口に出頭して新たな在留カードの受領手続を行う必要があるが、オンラインによる在留期間更新許可申請の場合には、在留カードの受領方法について、窓口受領又は郵送受領を選択することができる。窓口受領を選択した場合、書面申請の場合と同様に、本人申請の場合には原則として本人が、受入れ機関の職員による申請取次の場合には原則として依頼を受けた申請取次者又は本人が出入国在留管理官署の窓口に出頭して新たな在留カードの受領手続を行うこととなる。一方で、郵送受領を選択した場合、本人申請の場合には在留申請オンラインシステムの利用者情報登録を受けた本人が、受入れ機関の職員による申請取次の場合には在留申請オンラインシステムの利用者情報登録を受けた受入れ機関の職員が、現に有する在留カードの原本、手数料4,000円分の収入印紙を貼付した手数料納付書及び返信用封筒を東京出入国在留管理局オンライン審査部門オンライン申請手続班の窓口で郵送することにより、後日、許可に伴い交付された新たな在留カードが失効処理を受けた従前の在留カードとともに返送される。

ただし、オンライン申請で在留期間更新許可申請と同時に資格外活動許可申請を行う場合には、本人申請の場合であっても申請取次の場合であっても、在留カードの受領方法は、窓口受領のみとなり、郵送受領を選択することはできない。

2 受入れ機関からみた本人申請及び受入れ機関の職員による申請取次の利点及び欠点の検討

(1) 本人申請の利点

受入れ機関からみた本人申請の最大の利点は、手続に要する事務負担が少ないことである。本人申請の場合、受入れ機関は、在留期間更新許可申請書の所属機関等作成用1及び所属機関等作成用2を作成するとともに、成績証明書、在学証明書等の受入れ機関が発行すべき資料を発行し、本人に交付すれば足りる。

当然、これらの資料の交付に際し、又はこれに先だて、当該留学生が在留期間更新許可申請を行うことについて問題がないかどうか、受入れ機関として責任をもって当該留学

生の在学状況や資格外活動状況などを確認する必要があることから、例えば名古屋芸術大学で在留管理事務を担当している国際交流センターでは、原則として、大学側で交付すべき資料以外の資料を留学生本人から大学にあらかじめ提出させた上で、留学生本人が作成すべき資料及び受入れ機関である大学以外の機関から発行を受けるべき資料の内容を確認し、申請に必要な最低限の資料が揃っているかどうかを点検するとともに、必要に応じ、補正等の指導を行っているが、本人申請の場合、一旦必要な申請書類が全て揃えば、後は申請人である留学生本人の責任において申請書類の提出から在留期間更新許可に伴い新たに交付される在留カードの受領までの手続を行うこととなる。

大学側で最低限行うべき事項は、書面申請の場合には申請受付票の写し又は申請があった旨の記載が付された在留カードの裏面を提示させ、オンライン申請の場合には申請が在留申請オンラインシステム上で受け付けられたときに自動的に送信されるメールを提示させることにより、在留期間満了日までに在留期間更新許可申請が行われたことを確認することと、在留期間の更新が許可されたときは許可に伴い新たに交付された在留カードを提示させることにより、在留期間更新許可があったこと及び在留期間更新後の在留カード記載事項（特に在留カード番号、氏名、住居地、在留資格、在留期間、在留期間満了日及び在留カード有効期限、資格外活動許可の有無及び許可の条件等）を確認すれば、在留期間の更新に必要な手続は完結する。

(2) 本人申請の欠点

一方で、受入れ機関からみた本人申請の欠点としては、本人申請の場合、留学生本人からの報告がなければ、受入れ機関では申請の進捗状況を把握することが難しいという点が挙げられる。

① 在留期間満了日までに申請がなされているかどうかの確認

本人申請の場合、在留期間満了日までに留学生から書面申請の場合には申請受付票の写し又は申請があった旨の記載が付された在留カードの裏面、オンライン申請の場合には申請が在留申請オンラインシステム上で受け付けられたときに自動的に送信されるメールの提示があれば問題ないが、これらの提示がなければ、申請がなされているかどうかを確認することが困難である。

在留期間満了日までに申請がなされていなければ、特例期間は適用されず、不法残留状態となってしまうことから、在留期間満了日までに申請の事実を確認することが重要であるが、受入れ機関側がこれらの資料の提示を催促しても留学生本人がこれに適時に応じない場合には、その確認が困難である。

もちろん、仮に在留期間満了日までに申請がなされていなければ、在留カードが失効することから、出入国在留管理庁の在留カード等番号失効情報照会 (<https://lapse-immi.moj.go.jp/ZEC/appl/e0/ZEC2/pages/FZECST011.aspx>) から失効情報を確認することができるが、在留カードが失効してからこれを確認することができたとしても手遅れである。

② 在留期間の更新が許可されているかどうかの確認

本人申請の場合、在留期間満了日までに留学生から在留期間更新許可に伴い新たに交付された在留カードの提示があれば全く問題ないし、在留期間満了日までに申請がなされたことが確認できており、かつ、特例期間満了日までに許可に伴い新たに交付された在留カードの提示があれば問題ないが、特例期間満了日を過ぎても許可に伴い新たに交付された在留カードの提示がない場合、当該留学生が在留期間更新許可を受けているかどうかを確認することが困難である。

特例期間満了日までに許可があったことを確認することができない場合、不許可を受けている可能性も完全に排除することができないことから、特例期間満了日までに許可に伴い新たに交付された在留カードを確認することが重要であるが、受入れ機関側が在留カードの提示を催促しても留学生本人がこれに適時に応じない場合には、その確認が困難である。

また、資格外活動許可によりアルバイト等の就労活動を行っている留学生については、許可に伴い新たに交付された在留カードの提示がなければ、引き続き資格外活動許可を受けているかどうかを確認することもできないことから、大学が受入れ機関として行うべき資格外活動状況の把握の観点からも問題となる。

③ 資料追加提出等に対する対応

在留期間満了日までに在留期間更新許可申請がなされていたとしても、提出書類に不備があった場合や申請内容に疑義があった場合、入国審査官から資料提出通知や疑義照会を受ける場合があるが、本人申請の場合、これらの連絡は申請人である留学生本人に対して行われることから、本人からの報告がなければ、これらの連絡があったかどうか、また、本人がこれらに適切に対応しているかどうかについて確認することは困難である。

具体的には、例えば、入国審査官から資料提出通知がなされているにもかかわらず、郵便受けを確認していなかったことによりそのような通知が届いていることすら認識せずに、提出期限を経過してしまうといったケースや、申請前に受入れ機関において提出資料の確認をしたところ、本人が準備してきた提出資料に不足があったものの、その時点で当該不足資料の発行を請求中であり、かつ、在留期間満了日が迫っていることから受入れ機関側で提出資料を再度確認する時間的余裕がないことから、申請時には必ず当該不足資料を提出するよう指導したにもかかわらず、本人が申請時に当該不足資料を提出しなかったことにより、入国審査官から資料提出通知がなされ、これに適切に応じないまま特例期間満了日が迫ってしまうといったケースなどが考えられる。

(3) 受入れ機関の職員による申請取次の利点

受入れ機関からみた受入れ機関の職員による申請取次の利点としては、申請の提出から許可に伴う新たな在留カードの受領手続に関する通知まで、受入れ機関側において一貫して手続の進捗状況を管理及び把握することができるという点が挙げられる。

申請取次の場合、書面申請の申請取次の場合であっても、オンライン申請の申請取次の

場合であっても、申請書類の提出や申請情報の入力及び提出は、受入れ機関の職員である申請取次者が行うことから、受入れ機関側で申請の事実を確実に把握することができる。また、仮に申請に不備があった場合や、申請内容に疑義があった場合であっても、資料提出通知や疑義照会の連絡は、申請取次者に宛てて行われることから、受入れ機関側で適時適切に対応することが可能である。加えて、申請の審査完了や在留カードの受領手續についての通知も申請取次者に宛てて行われることから、受入れ機関側で随時これらを把握することができる。更には、在留カードの受領手續についても、申請取次者が本人に代わって行うことができることから、一旦、受入れ機関側で受領手續を行い、許可に伴い新たに交付された在留カードの記載事項を確認した上で、これを留学生本人に確実に引渡すことができる。

なお、在留カードの受領手續は、申請取次の場合であっても窓口受領の場合は本人が行うことが可能であるが、オンライン申請の申請取次の場合には、本人が窓口で受領手續を行った場合であっても、大学側が在留申請オンラインシステム上で在留カードが発行済みかどうか（受領手續が完了しているかどうか）を確認することができる。

(4) 所属機関の職員による申請取次の欠点

一方で、所属機関からみた所属機関の職員による申請取次の欠点は、事務負担の増大である。事務負担の増大の程度は、書面申請の申請取次の場合とオンライン申請の申請取次の場合とで大きく異なることから、書面申請の場合とオンライン申請の場合それぞれについて検討する。

① 書面申請の申請取次の場合

受入れ機関の職員が書面申請の申請取次を行う場合、申請書類の準備の段階までの事務負担の程度は、本人申請の場合と概ね同様である。しかしながら、書面申請の申請取次の場合には、申請取次者が管轄出入国在留管理官署に出頭して申請書類を提出する必要があることから、出頭のために交通費や時間を要することとなる。

書面申請の申請取次の場合、在留カードの受領手續については、申請取次者又は申請人本人が出入国在留管理官署の窓口で受領することができるが、本人が受領手續を行う場合には、本人が受領した在留カードを受入れ機関に提示するまでは、新たに交付された在留カードの記載事項を受入れ機関側で把握することができない。一方で、申請取次者が受領手續を行う場合には、申請書類の提出時と同様に、出頭のために交通費や時間を要することとなるほか、申請人である留学生本人が新しい在留カードを受領するまでの間は、当該留学生に当該在留カードの写しを必ず携行させなければならない。

② オンライン申請の申請取次の場合

ア 申請の準備から提出までの手續

オンライン申請の申請取次を行う場合、まず、留学生本人から受入れ機関に対するオンライン申請の申請取次を依頼する旨の意思表示並びに申請に必要な情報、顔写真及び資料

の提供が必要となる。

これらを受けて、在留申請オンラインシステムの利用者情報登録を受けた受入れ機関の職員が、在留申請オンラインシステム上で申請情報を入力及び送信するとともに、在留申請オンラインシステム上に申請人本人の顔写真を登録し、かつ、必要提出資料をPDFファイルにより添付する必要がある。

この場合、在留申請オンラインシステム上で受入れ機関の職員が全ての申請情報を入力していく必要があることから、書面申請の申請取次の場合と比較すると、その事務負担は大きく増大する。また、申請人である留学生本人から提供された情報に不備があったり、顔写真が入管法施行規則別表3の2に適合しないものであったりすれば、これらの補正のために更に事務負担が増大することとなる。

イ 在留カードの受領手続

オンライン申請の申請取次を行う場合、申請人である留学生が在留期間更新許可申請と同時に資格外活動許可申請を行うことを希望する場合には、上記1(6)でも述べたとおり、在留カードの受領方法は、窓口受領のみとなり、郵送受領は選択することができない。

したがって、在留申請オンラインシステムの利用者情報登録を受けた受入れ機関の職員又は本人が出入国在留管理官署の窓口で受領手続を行う必要があるが、受入れ機関の職員が受領手続を行う場合には、書面申請の申請取次の場合と同様に、出頭のために交通費や時間を要することとなる。また、申請人本人が受領手続を行う場合には、本人が受領した
在留カードを受入れ機関に提示するまでは、新たに交付された在留カードの記載事項を受入れ機関側で把握することができない。

なお、オンライン申請の申請取次で在留カードの受領方法に郵送受領を選択した場合は、上記1(6)でも述べたとおり、受入れ機関から東京出入国在留管理局オンライン審査部門オンライン申請手続班に必要な資料を送付する必要があるが、申請人である留学生本人が新しい在留カードを受領するまでの間は、当該留学生に当該在留カードの写しを必ず携行させなければならない。

3 結論

名古屋芸術大学には、本稿を執筆している令和5年10月20日の時点において、130人超の留学生（別科生及び交換留学生を除く。）が在籍しているが、令和5年4月1日から同年10月20日までの間に、63名の留学生（別科生を除く。）が在留期間更新許可申請を行い、うち、42件をオンライン申請の申請取次により行った。また、オンライン申請の申請取次42件のうち、在留カードの受領手続については、窓口受領30件及び郵送受領12件で、窓口受領の案件は、全件、在留期間更新許可申請と同時に資格外活動許可申請を行ったことによるものであった。なお、窓口受領の案件については、全件、申請人である留学生本人に受領手続を行わせた上で、大学側において在留申請オンラインシステム上で在留

カードが発行済みであることを確認することができているにもかかわらず許可に伴い新たに交付を受けた在留カードを大学に提示しない留学生については、個別に呼び出して在留カードの提示を求めた。

上記2でも検討したとおり、留学生の在留期間更新許可申請については、本人申請の場合及び受入れ機関の職員による申請取次の場合、また、同じ受入れ機関の職員による申請取次の場合であっても、書面申請の申請取次の場合及びオンライン申請の申請取次の場合について、それぞれ利点と欠点が認められるが、これらの利点及び欠点を総合的に勘案すると、事務負担の増大というオンライン申請の申請取次の欠点を踏まえたとしても、受入れ機関として留学生の在留管理事務を適切かつ確実に実施するという観点からは、在留期間更新許可申請の提出から在留カードの受領までの全ての手続の進捗状況を一貫して把握することができるオンライン申請の申請取次の利点は、受入れ機関にとって極めて有益なものであると考える。

今後、名古屋芸術大学における留学生の在留期間更新許可申請手続については、特別の事情により本人申請を行うことが望ましいと考えられる場合を除き、受入れ機関の職員によるオンライン申請の申請取次を推奨し、できる限りオンライン申請の申請取次を依頼してもらうことにより、留学生の在留管理事務のより一層の適切かつ確実な実施を図っていきたいと考える。

文献目録

- 出入国在留管理庁. “【令和5年12月末日までに申請する場合】適正校（在籍管理優良校を含む）である旨の通知を受けた大学（短期大学、大学院を含む）、大学に準ずる機関、高等専門学校に入学する又は在籍している場合の提出書類一覧表（更新用）.” 出入国在留管理庁ウェブサイト. 日付不明. <https://www.moj.go.jp/isa/content/001363362.pdf> [アクセス日: 2023年10月17日].
- 一. “〈申請に当たったの留意事項〉.” 出入国在留管理庁ウェブサイト. 日付不明. <https://www.moj.go.jp/isa/content/001363328.pdf> [アクセス日: 2023年10月17日].
- 一. “入国在留審査要領.” 出入国在留管理庁. 日付不明.
- 一. “在留申請のオンライン手続.” 出入国在留管理庁ウェブサイト. 日付不明. <https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/onlineshinsei.html> [アクセス日: 2023年10月17日].
- 一. “外国人本人・法定代理人・親族（配偶者・子・父又は母）の方.” 出入国在留管理庁ウェブサイト. 日付不明. https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/10_00112.html [アクセス日: 2023年10月19日].
- 一. “特例期間とは?” 出入国在留管理庁ウェブサイト. 日付不明. https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/tokureikikan_00001.html [アクセス日: 2023年10月18日].
- 一. “申請等取次者としての承認手続.” 出入国在留管理庁ウェブサイト. 日付不明. https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/nyuukokukanri07_00248.html [アクセス日: 2023年10月17日].
- 文部科学省高等教育局参事官（国際担当）. “外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）.” 文部科学省ウェブサイト. 2023年4月4日. https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1325305.htm [アクセス日: 2023年10月15日].

文部科学省高等教育局学生・留学生課. 外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）
（令和4年4月6日付け文部科学省高等教育局学生・留学生課長通知）. 2022年4月6日. https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1325305.htm [アクセス日: 2022年10月17日].

杉江斉. 大学における留学生の受入れ及び在籍管理に関する考察—国籍、在留資格等の確認による留学生の特定の必要性及びその方法についての検討—. 名古屋芸術大学研究紀要, 愛知県北名古屋市: 名古屋芸術大学, 2022.